

## 第50回長崎県特産品新作展の出品商品募集について

### 《目的》

長崎県では、創意と工夫にあふれた新しい特産品を一堂に集め、県民及び観光客に紹介するとともに、優れた商品を顕彰することにより、県内事業者の新商品の開発意欲を促進し、ふるさと産業の振興を図ることを目的として、毎年度「長崎県特産品新作展」を実施しています。

本年度は、以下のとおり出品商品を募集します。

本県にある世界遺産（「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、「明治日本の産業革命遺産」）に関する商品を県内外へPRするための特別賞を設けております。

また、今年度は第50回記念展となるため、過去の受賞商品による「ながさき手みやげ大賞」を新設しております。

### 《応募（入賞）のメリット》

- ・（一社）長崎県物産振興協会が主催する全国各地の物産展において、全国に売り出す機会を設けています。
- ・県のホームページ、Facebook、Twitterなどで商品の紹介をします。
- ・一般公開会場、県庁エントランス、長崎県のアンテナショップ「日本橋長崎館」での展示・販売や、県が実施するプレゼント商品に優先的に選定されるなど、県民に商品をPRすることができます。

### 1. 募集商品の範囲と条件について

(1) 長崎県産の原材料を使用した商品または長崎県内で製造された商品であること。

#### ①「農産加工品・酒・飲料部門」

農林畜産物を原材料とした加工食品、酒類・飲料（即席飲料含む）を対象

#### ②「水産加工品部門」

水産物を原材料とした加工食品を対象

#### ③「菓子・スイーツ部門」

菓子類全般（冷菓・氷菓含む）を対象

#### ④「工芸・日用品・その他部門」

反復生産可能な工芸品・民芸品・日用品などを対象

#### ⑤ながさき手みやげ大賞（新設）

平成元年以降の長崎県特産品新作展における受賞商品を対象

(2) 《(1)①～④について》

- ・平成29年12月1日以降に市販化され、現在（応募締切時）も販売されている新商品または改良商品であること。（惣菜等直売品（商品パッケージがないもの）は除きます。また、発売前の試作品は、応募できません。）

《(1)⑤について》

- ・平成元年（第21回）以降の長崎県特産品新作展において受賞した商品のうち、現在（応募締切時）も販売されており、長崎を代表する手みやげ品としてふさわしい商品

(3) 法令（食品表示法、景品表示法等）に違反していない商品であること。

(4) 販売催事において販売できる十分な生産量と保存期限が確保できる商品であること。

(5) 応募者は、商品の販売権利を持つ者で、長崎県内に活動の拠点を置く者であること。

## 2. 応募申し込み方法について

(1) 受付期間 平成30年11月30日(金) 17時まで(必着)

(2) 申込方法

- ・別紙申込書に必要事項を記入し、応募商品の写真を必ず添付の上、電子メールで提出してください。(電子メールでの提出が困難な場合は、郵送でも結構です。応募書類は、原則返却いたしません。)
- ・商品写真は、できるだけ画像データ(郵送の場合は、CD-R等)で提出をお願いします。画像データがない場合は、パンフレット等でも可です。

(3) 申込先

[電子メールの場合]

長崎県物産ブランド推進課 担当：山本、森

メールアドレス：hajime-yamamoto@pref.nagasaki.lg.jp

[郵送の場合]

長崎県物産ブランド推進課 担当：山本、森

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 5階

(※ 申込用紙については、県庁ホームページからダウンロードできます。)

「電子申請」→「申請書ダウンロードサービス」→特産品新作展で検索

(4) 出品料

無料。ただし、出品にかかる経費(審査会用の試食品を含む)は応募者の負担とします。

## 3. 応募単位について

- (1) 複数の商品の応募も可能です。ただし、1商品ごとに1枚の申込書を提出してください。
- (2) 異なる商品との詰め合わせ等セット商品がある場合は、単品での出品なのか、セット商品での出品なのか、分かるように記載し、商品ごとに申込書を提出してください。
- (3) 内容物、パッケージが同じで、重量、サイズ、個数が異なる複数の商品については、1件のシリーズとして提出してください。

## 4. その他注意事項について

- (1) 入賞商品であっても食品表示及び商標権等の知的財産権に関する問題等が生じた場合は、入賞を取り消す場合があります。
  - ・平成27年4月に施行された食品表示法に基づき、新たな食品表示制度がスタートしています(別添1)。
  - ご不明な点は、食品表示法相談窓口(別添2)へお問合せください。
- (2) 応募者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、応募者の責任において必要な許可を得てください。

万一、第三者から権利侵害との提訴がなされた場合、主催者側に発生した損害を含め、応募者の負担と責任において対応いただきます。

  - ※ 応募者の責任において事前に商標調査を行ったり、専門家に相談するなど、トラブルが発生しないよう必要な措置をお願いします。
  - ※ 『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』については、所有者の事前承諾が必要な場合もありますので、ご不明な点は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」(または「カトリック長崎大司教区」)へご相談ください。

◎お問い合わせ先「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター」

E-mail : ch-info@kyoukaigun.jp FAX : 095-895-9690

(メールまたはFAXでお願いします。)

## 5. 審査会について

(1) 審査会を開催し、次の賞を決定します。（平成31年1月下旬予定）

≪「農産加工品・酒・飲料部門」、「水産加工品部門」、「菓子・スイーツ部門」、「工芸・日用品・その他部門」≫

①最優秀賞（各部門1点以内） ②優 秀 賞（各部門1点以内）

③奨 励 賞（各部門数点） ④世界遺産特別賞（数点）

≪ながさき手みやげ大賞≫

※ 各賞にふさわしい商品がないときには、該当がない場合もあります。

(2) 審査は、印象・外観、品質、市場性・ニーズ、長崎らしさ、土産品としての適性など商品全般にわたって行います。

(3) 応募商品は、すべて現物（食品・酒・飲料については、試食・試飲を実施。）により審査を行いますので、展示用商品1点と食品・酒・飲料については、試食・試飲用商品15人相当分（一人一口程度）をご提供願います。

(4) 試食品の調理等は、主催者で行いますので、審査会への出席の必要はありません。

## 6. 審査会への商品の搬入、搬出について

商品の搬入、搬出等の詳細については、応募者に後日通知します。（平成31年1月上旬）

## 7. 入賞商品について

(1) 受賞者に対し、表彰を行います。（表彰式は、平成31年3月予定）

(2) (一社)長崎県物産振興協会が主催する全国各地の物産展において、全国に売り出す機会を設けています。

(3) 県内の一般公開会場（『春の県産品まつり』会場内（榊屋百貨店）等）、県庁エントランス、アンテナショップ「日本橋 長崎館（東京）」などで入賞商品として展示・販売します。

入賞商品以外の出品商品についてもパネル展示にてPR予定です。

※ 応募商品すべてを紹介するパネルを作成しますので、応募の際は、商品写真を必ず添付してください。

(4) マスコミへの紹介など種々の機会に入賞商品としてPRします。

(5) 県の広報誌など、県が実施するプレゼント商品に優先的に選定します。

(6) 入賞商品は、表彰式や展示会等に際しまして、ご提供をお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

〔お問い合わせ先〕

長崎県物産ブランド推進課 山本、森

電 話：095-895-2621

F A X：095-895-2562